

## 議案第56号

八幡浜地区施設事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八幡浜地区施設事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、八幡浜地区施設事務組合から西予市を脱退させ、同組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

## 提案理由

令和7年3月31日をもって八幡浜地区施設事務組合の構成団体である西予市を脱退させ、同組合規約を変更することについて関係市町と協議を行うため。



八幡浜地区施設事務組合同規約の一部を改正する規約

八幡浜地区施設事務組合同規約（昭和44年7月17日愛媛県指令地第383号許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で囲まれた部分に示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改 正 後	改 正 前
<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、<u>八幡浜市及び伊方町</u>（以下「関係団体」という。）をもつて組織する。</p> <p>_____</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 _____</p> <p>_____</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療法(昭和23年法律第205号) <u>第1条の5</u>第2項に規定する診療所である一次救急休日・夜間診療所の設置、管理及び運営に関する事務</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(組合の議会の組織及び議員の選出方法)</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という、）の定数は、<u>14人</u>とし、関係団体ごとの定数は、次のとおりとする。</p> <p>八幡浜市 9人 伊方町 <u>5人</u></p> <p>_____</p> <p>2 組合議員は、次の者をもつて充てる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 八幡浜市及び伊方町 _____ の議会の議員のうちから選任された者それぞれ7人及び <u>3人</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、<u>次の市及び町</u> _____（以下「関係団体」という。）をもつて組織する。</p> <p><u>八幡浜市、伊方町、西予市</u></p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。<u>ただし、西予市については、旧三瓶町の区域にかかる第1号から第5号までの事務に限る。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療法(昭和23年法律第205号) <u>第1条の2</u>第2項に規定する診療所である一次救急休日・夜間診療所の設置、管理及び運営に関する事務</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(組合の議会の組織及び議員の選出方法)</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という、）の定数は、<u>15人</u>とし、関係団体ごとの定数は、次のとおりとする。</p> <p>八幡浜市 9人 伊方町 <u>4人</u> <u>西予市 2人</u></p> <p>_____</p> <p>2 組合議員は、次の者をもつて充てる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 八幡浜市及び伊方町 <u>にあつては、当該市町</u> の議会の議員のうちから選任された者それぞれ7人及び <u>2人</u></p> <p>3～5 (略)</p>

別表（第13条関係）

関係団体の負担割合

1 議会費及び総務費の負担割合

割	合
均等割	50%
人口割	50%

2 施設の整備、運営及び管理費の負担割合

(1) 特別養護老人ホーム

割	合
人口割	

(2) 一次救急休日・夜間診療所

割	合
人口割	

(3) し尿処理施設（一楽園）

割	合
八幡浜市	60.00%
伊方町	40.00%

3 消防組織法及び消防法に関する事務並びに高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務に要する経費の負担割合

(1) 経常経費（次号に掲げる経費以外の経費）

割	合
均等割	40%
基準財政需要額割	60%

(2) 事業費1千万円以上の投資的経費

割	合
均等割	50%
基準財政需要額割	50%

備考

1 関係団体の人口割の人口は、直近の国勢調査の実績によるものとする。

2 基準財政需要額割は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算出される関係団体の当該年度の消防費に係る基準財政需要額割とする。

別表（第13条関係）

関係団体の負担割合

1 議会費及び総務費の負担割合

割	合
均等割	50%
人口割	50%

備考 関係団体の人口割の人口は、直近の国勢調査の実績によるものとする。ただし、西予市については、旧三瓶町の区域の人口とする。

2 施設の整備、運営及び管理費の負担割合

(1) 特別養護老人ホーム

割	合
八幡浜市	75.14%
伊方町	17.76%
西予市	7.10%

(2) 一次救急休日・夜間診療所

割	合
八幡浜市	75.40%
伊方町	12.60%
西予市	12.00%

(3) し尿処理施設（一楽園）

割	合
八幡浜市	60.00%
伊方町	40.00%

3 消防組織法及び消防法に関する事務並びに高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務に要する経費の負担割合

関係団体	割合
八幡浜市	旧市町割のうち、旧八幡浜市及び旧保内町の各区域に係る算出額割の合計
伊方町	旧市町割のうち、旧伊方町、旧瀬戸町及び旧三崎町の各区域に係る算出額割の合計
西予市	旧市町割のうち、旧三瓶町の区域に係る算出額割

備考 この表において「旧市町割」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第11条の規定の適用があるものとした場合において、関係団体を構成する旧市町の区域における当該年度の消防費に係る基準財政需要額として算出した額割をいう。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 この規約による改正後の八幡浜地区施設事務組合理約別表の規定は、令和7年度以後の関係団体の負担割合について適用し、令和6年度以前の関係団体の負担割合については、なお従前の例による。

